

## 【解説】

人口減少社会への突入に伴い、今後労働人口も縮小していく見込みである中、優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題である。賃金引き上げにより、採用競争力を上げていく必要性について、今春闘の中でも議論してきたところである。昨年は、総合職(高専卒)、プロフェッショナル採用(大学)の初任給を2,000円引き上げたが、今回は、プロフェッショナル採用(大学)の初任給調整手当を適用する内容の回答があった。初任給調整手当は2007年に適用されて以来、11年ぶりに適用することとなった。

- 2018年4月1日入社のプロフェッショナル採用(大学)Aさんの4月の基本給は?

## 初任給額表

プロフェッショナル採用(大学)の初任給は166,920円である。

$$166,920円 + 1,200円(ベア) = 168,120円$$

$$(168,120円 \times \text{エリア手当}(10\%)) \ast$$

$$+ \text{初任給調整手当} 3,000円 = 187,932円$$

※新入社員の4月は本社人事部付の採用になるため、近畿統括本部所管エリアを適用

※ なお、2017年度に入社したプロフェッショナル採用(大学)については、現在の職務遂行給に基準昇給(2,700円)を加えた職務遂行給(更にエリア手当を加算)に、初任給調整手当が1,000円加算される。

(注意)

初任給調整手当については、エリア手当、期末手当の基準額の計算の基礎となる基本給等には含まれない。

## ◎基準昇給

基準昇給額表に基づき実施する。

◎ベースアップ 1,200円  
(エリア手当反映分含め 平均1,276円)

1. 職務遂行給への加算  
職務遂行給に一律1,200円の加算を行う。
2. 実施時期  
2018年4月1日から適用する。

## 【解説】

ベースアップ平均1,276円の内訳は、職務遂行給への一律加算1,200円とエリア手当反映分の平均額76円であり、合わせて1,276円となる。

合わせて現行の職務遂行給基準昇給額表における職務遂行給下限額、上限額及び初任給額表に定める初任給額に一律1,200円の加算を行う等の必要な見直しを実施される。

なお、職務遂行給への一律加算額は、例年、基準昇給や評価昇給と同時に6月期給与において精算されている。今年も6月期給与(6月25日)において、4月分～6月分の基本給等が精算される予定である。

## ◎年間臨給

1. 基準額  
基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の5.66箇月分を年間の基準額とする。

(1) 夏季手当  
基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.92箇月  
(内0.18箇月は中計目標達成の反映分)

(2) 年末手当  
基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.74箇月

## 2. 支払日

- (1) 夏季手当 2018年 6月29日とする。
- (2) 年末手当 2018年 12月10日とする。

## 【解説】

今年度は中期経営計画の最終年度であり、組合員の努力により財務指標の目標値を上回る業績を計上できる見通しであり、この5年間の成果を見える形で還元すべきであると今春闘で議論してきた。

最終的に、年間の支給月数としては昨年度を大幅に上回る成果を勝ち取った。また、現中計の最終年度という節目の年であり、主要財務指標等の目標達成の成果をタイムリーに反映するという観点で、夏季手当に厚く配分が行われた(夏季手当は、年末手当よりも0.18ヶ月多く支給)。

## ◎昇給欠格条項

## 1. 昇給欠格条項

労働協約第209条の2別表第14に定める「昇給欠格条項及び昇給控除額」から「短時間勤務の短縮日数」及び「短日数勤務の短日数指定日」の項目を削除する。

(以下の項目を削除)

項目	短時間勤務	短日数勤務
事由	短縮日数 91日以上	短日数指定日 91日以上
昇給控除額	800円	800円

## 2. 実施時期等

2018年4月1日に実施する基準昇給から適用する。

## 【解説】

2017年度の労働協約改訂交渉において、短日数勤務(乗務員)8日を可能にする制度改正について回答があり、2018年4月から新制度が開始となる。短日数勤務8日を毎月取得した場合、短日数指定日が1年で96日となり、現在の昇給欠格条項に該当することとなる。ワーク・ライフ・バランスの向上や、制度の積極的な利用を促すためには、昇給欠格条項から削除するべきであると交渉の中で議論してきたところ、「短時間勤務の短縮日数」及び「短日数勤務の短日数指定日」の項目を削除するとの回答があり、育児を続けながら働き続けられる環境につながった。

## ◎通勤手当

## 1. 通勤手当の認定

賃金規程第41条第1項(注1)を次の通り改める。

(注1) 社員の勤務状況に応じて、定期乗車券、回数乗車券等最も低廉な方法を選定し、認定を行う。ただし、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のエリアのエリア手当区分が適用される者については、原則として定期乗車券により認定を行う。

## 2. 実施時期等

2018年6月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

## ◎初任給調整手当の適用

## 【プロフェッショナル採用(大学)】

## 1. 対象者及び支払額

- (1) 2018年4月1日入社の新規採用者に対して初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
2018年度プロフェッショナル採用(大学)の初任給の適用を受けた者	3,000円

- (1) 2017年4月1日入社の新規採用者に対して初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
2017年度プロフェッショナル採用(大学)の初任給の適用を受けた者	1,000円

## 2. 適用期間

適用期間を2018年4月1日から2019年3月31日までとする。  
なお、2018年4月期給与から適用する。